

(平成26年4月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

年金事務所の「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を見ると、申立期間の国民年金保険料については、「恐らく、当初は強制加入者として加入の上、全額免除が承認されていましたが、平成2年11月頃に、加入期間中は学生であった、若しくは海外在住期間であった等の理由により任意加入者として取り扱うべき方であったことが判明し、加入理由を訂正するとともに任意加入の場合は認められない免除の記録を取り消したものである。」という臆測の内容で回答が記載されている。私は、申立期間当時については、学生ではなく、パスポートも取得していなかったため海外にも行っていない。申立期間について、保険料が免除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号に係る申立期間の被保険者資格については、平成元年4月（申立人が大学を卒業したとする月の翌月）に遡って強制加入被保険者として取得する事務処理が同年9月頃に行われたものとみられ、申立期間の国民年金保険料については、免除申請が行われ、一旦は免除が承認されていた。その後、2年11月26日付けで、上述の元年4月に取得した被保険者資格を強制加入から任意加入に訂正し、同被保険者資格を2年4月に喪失したとする事務処理、あわせて、申立期間の保険料の免除承認を取り消す事務処理が行われていたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した在籍期間証明書によると、申立人は、申立期間直前の平成元年3月に大学を卒業しており、申立期間直後の2年4月に大

学院に入学していたことが確認できる上、申立人によると、申立期間当時は他の大学等の学生でもなかったとしていることから、申立人は申立期間当時においては、任意加入対象者となる学生ではなかったものと推認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票（写し）によると、申立人は、申立期間において国内に住所地を有していたことが確認でき、任意加入対象者となる海外への住所地の異動の形跡は見当たらない。

これらのことを踏まえると、申立期間において、申立人が国民年金の強制加入被保険者となり得る要件を欠いていたとする合理的な理由が見当たらず、申立期間の被保険者資格が強制加入から任意加入に訂正され、申立期間の国民年金保険料の免除の承認を取り消す事情までは確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、当時在籍していた大学院の学生証が平成3年10月4日に再発行されたので、国民年金保険料を免除してもらうため、A市B区役所に申請手続きに行った。当時、記入した時点で担当の職員に依頼し、その職員からもらった書類のコピー、申請時に持参した父親の所得・納税証明書、当時の学生証を現在も所持している。申立期間について、保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格については、平成2年4月（申立人が大学院に入学した月）に喪失したとする事務処理が行われており、その後、7年4月に共済制度の加入者となるまでの期間は、国民年金及び被用者年金制度には加入していなかったこととされている。

しかしながら、申立人が所持する「国保・年金届」（写し）を見ると、その届出年月日は平成3年10月4日とされており、同年4月1日に国民年金被保険者資格（強制加入）を取得する記載及び備考欄には、「申免」との押印が確認できる。

また、上述の「国保・年金届」（写し）について、A市の担当者は、その書式は同市のものである旨を回答している上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うに当たり持参したとする父親の「所得・納税証明書」（平成3年9月17日付けC市証明）及び当時在籍していた大学院の「学生証」（平成3年10月4日付け再発行）を所持しているところ、これらの証明年月日及び発行年月日と上述の「国保・年金届」（写し）の届出年月日については整合性があるほか、申立人が当該写しを所持していることの経緯についての証言に

不自然な点は無いことから、当時作成されたものであると考えられ、申立人は、申立期間当時の住所地であったA市において、申立期間に係る国民年金の加入手続と併せて免除の申請手続を行ったものと認められる。

さらに、上述の父親の「所得・納税証明書」及び申立期間当時は学業が非常に忙しい時期であったとの申立人の証言などから、申立期間に係る国民年金保険料の免除が承認されない程の収入があったことはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8375

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 8 月 10 日は 4 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月

給与支給明細書により、申立期間において A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、4 万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、8 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる総支給額から、4 万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、銀行から提出された「お取引明細表」における当該賞与の入金日から、平成 16 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、オンライン記録によると、当該期間に係る賞与の支給記録のある A 社の同僚が一人も確認できないと

ころ、申立人を含む3人が、自らが所持する給与支給明細書により、当該期間における賞与の支給及び保険料控除の事実が確認できることから、事業主が当該期間の賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月20日から同年9月1日まで

昭和31年4月1日にB社に入社し、平成14年6月に退職するまで、同社及び同社の関連会社であるA社（現在は、C社）に休職することなく、継続して勤務していたのに年金記録に4か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日を確認できる資料等はないが、申立人と同時期にB社からA社に異動した複数の同僚のうち、一人が「B社からA社に異動したのは、昭和32年5月か6月だった。」と証言していること、及びA社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得している同僚7人のB社での資格喪失日は、申立人と同様に昭和32年5月20日であることから、申立人のA社における資格取得日を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年9月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和32年9月1日に厚生年金保険の

適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、i) 同社は、法人事業所であったこと、ii) 上述のとおり、同社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得している同僚7人のB社での資格喪失日は、申立人と同様に同年5月20日で、このうち同社の総務においてA社の仕事をしていたとする同僚は、「A社の従業員は少なくとも5人以上いた。」と証言していることから判断すると、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明と回答しているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月25日は42万円、同年12月22日は44万1,000円、19年8月24日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月
② 平成18年12月
③ 平成19年8月

申立期間①から③までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票、複数の同僚が保管する当該期間の賞与明細書及び同年分給与明細書並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は42万円、申立期間②は44万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から③までに係る賞与支給日については、それぞれの申立期間に係る同僚の標準賞与額の記録から、申立期間①は平成18年8月25日、申立期間②は同年12月22日、申立期間③は19年8月24日とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から③までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、平成18年8月25日は22万9,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月22日は25万円、19年8月24日は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月
② 平成18年12月
③ 平成19年8月

A社において勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、記録を訂正し、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、24万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、22万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認で

きる保険料控除額から、22万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は25万円、申立期間③は24万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から③までに係る賞与支給日については、申立人から提出された賞与明細書に記載は無いものの、それぞれの申立期間に係る同僚の標準賞与額の記録から、申立期間①は平成18年8月25日、申立期間②は同年12月22日、申立期間③は19年8月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から③までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年11月12日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成22年9月30日までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年9月30日資格喪失とされていた。同社が同年10月1日を資格喪失日として訂正の手続きをしてくれたが、年金額に反映されない記録とされているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年11月12日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及びA社の回答により、申立人は、平成22年9月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 22 年 10 月分給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から56年3月までは9万8,000円、同年4月から同年9月まで11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 5 日から 56 年 10 月 26 日まで

私は、昭和55年7月5日に臨時従業員としてA社B支店に入社し、同年10月に試験を受け、56年1月1日付けで正社員になり平成16年9月末まで勤務した。

しかし、年金記録を調べたところ、A社B支店に係る厚生年金保険資格取得日が昭和56年10月26日のため、申立期間の記録が無い。申立期間の給与明細は無いが、臨時職員名簿及び同年1月1日付けの辞令等を資料として提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社B支店の職員名簿に、申立人と同様に臨時従業員として入社し、途中で正社員になったことが確認できる同僚の臨時従業員期間の給与明細書及び源泉徴収票から、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社B支店の社会保険事務担当者は「申立人のことは記憶している。臨時従業員の厚生年金保険加入は入社と同時にっており、正社員と同様に保険料は翌月控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された辞令（昭和56年1月1日付け、同年4月1日付け）に記載されている給与合計額から、55年7月から56年3月までは9万8,000円、同年4月から同年9月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3701

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

私は、会社を退職した都度、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、送られてきた納付書の束ごとに、全ての納付が完了していることを必ず確認していた。以前は保険料の領収書を保管していたが、それも既に処分しており申立期間の保険料を納付していた手掛かりになるようなものは何も無い。申立期間当時は、生活が苦しい中、疑うこともなく一生懸命に保険料を納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した都度、国民年金に加入したとしているところ、申立人のA市転入時（平成元年12月）及び申立期間の始期（3年10月）は、いずれも厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である。しかし、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金再加入手続は、それぞれ2年4月3日及び4年4月2日と、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失から月日を経過した後に行われており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認でき、申立人が速やかに国民年金再加入手続を行ったとは言い難い。

また、前述の申立期間に係る国民年金再加入手続時期（平成4年4月）において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であったものの、当初、申立人は、申立期間の保険料に係る納付書は、A市から送られてきたと思うとしていたが、その後、同市又は社会保険事務所（当時）のどちらから送付されたものか覚えていないと主張を変更した上、同市役所において申立期間の保険料に係る納付書をまとめて作成するよう依頼

し、一度に納付することは余り考えにくいとしていることから、申立期間の保険料が現年度保険料として納付されたとは考え難い。

さらに、前述の国民年金再加入手続時期（平成4年4月）を基準とすると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することも可能であったところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成2年4月に国民年金再加入手続を行った際には、当時、未納となっていた元年12月から2年3月までの保険料を過年度保険料として納付している記録が確認できるものの、申立期間の保険料が過年度保険料として納付された形跡は見当たらず、オンライン記録との食い違いは無い。このことについて、申立人は、社会保険事務所が当初から記録漏れをしていた場合、同市の国民年金被保険者名簿でも記録漏れが生じることとなるので、社会保険事務所と同市の年金記録が一致していることをもって、申立期間の保険料が未納である根拠にはなり得ないと主張している。しかし、i) 申立人は、前述のとおり、申立期間の保険料に係る納付書は、当初、同市から送られてきたと思うとしていたが、その後、同市又は社会保険事務所のどちらから送付されたものか覚えていないと主張を変更しており、記憶が明確でないこと、ii) 平成4年度の現年度保険料と別に、申立期間の保険料をどのように納付したのか、納付時期、納付金額及び納付回数等の記憶が明確でなく、申立期間の保険料納付に係る具体的な陳述が得られないことから、申立人が申立期間の保険料を過年度保険料として納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができない上、申立期間当時は、既に社会保険事務所においてオンラインシステムが導入され、過年度保険料の納付処理は、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎日突き合わせており、記録漏れが生じる可能性は低いことから、申立期間の保険料が過年度保険料として納付されていたとまでは推認することができない。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3702

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、申立期間当時は、元夫と別居して実家に戻っており、兄が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も兄が立替えの上、A市役所で一度に納付してくれた。保険料を納付した領収書等は何も残っていないし、当時のことについても覚えていないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする兄は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市において昭和49年9月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続きはこの頃に初めて行われ、この加入手続きの際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年8月27日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金被保険者資格取得日については、申立人が所持する年金手帳の資格取得に関する記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、兄が申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続き時期（昭和49年9月頃）においては、第2回特例納付制度（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）が実施されており、既に2年の時効が成立している期間の国民年金保険料についてはまとめて

納付することが可能であったものの、前述のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、兄は、申立期間の保険料を第2回特例納付制度を利用して納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらず、オンライン記録との食い違いは無い。

このほか、兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3703（中部（愛知）国民年金事案 3645 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年6月までの期間、同年9月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年6月まで
② 平成3年9月
③ 平成4年1月

私は、昭和63年8月にA市B区役所で住所変更手続きを行い、その後、1年半ぐらいして国民健康保険被保険者証の交付を受ける際、同区役所の女性職員から国民年金に未加入であると指摘された。このため、国民年金の加入手続きを行い、C社会保険事務所（当時）から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料について、未納とされていることに納得できないという申立てを行ったが、平成25年11月20日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知文書を受け取った。

前回の申立内容は記憶違いであり、会社を退職した平成2年3月頃に国民年金の加入手続きを行い、D金融機関の口座振替で国民年金保険料を納付していたことを思い出したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号に基づく被保険者資格を平成5年8月13日付けで2年3月12日に遡及して再取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間①から③までの当時、国民年金に未加入であった上、再取得に係る事務処理時点（5年8月）において、申立期間①の国民年金保険料については既に2年の時効が成立しており、申立期間①に係る過年度保険料の納付書がC社会保険事務所から送付されたとは考え難く、保険料を納付することはできなかったものと考えられること、ii)

オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②の保険料を同年11月5日付けで、申立期間③の保険料を6年3月8日付けで、それぞれ一旦は納付されていたことが確認できるものの、これらの保険料については、納付された時点において既に2年の時効が成立していたため、当時、時効が成立していなかった3年10月及び4年2月の保険料にそれぞれ充当されたことが確認できる上、ほかに申立期間②及び③の保険料が納付された形跡は見当たらないこと、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に、当委員会の決定に基づく25年11月20日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「前回の申立内容は記憶違いであり、会社を退職した平成2年3月頃に国民年金の加入手続を行い、D金融機関の口座振替で国民年金保険料を納付していたことを思い出した。」としている。

しかしながら、今回、申立人が国民年金の加入手続を行ったとしている平成2年3月頃は、当初に主張していた昭和63年8月から1年半後の時期と同じ頃であり、主張の変更とは言い難い上、前述のとおり、平成5年8月に国民年金被保険者資格の再取得に係る事務処理が行われるまでは、申立期間①から③までの当時、申立人は国民年金に未加入であり、2年3月頃に再加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、A市の国民年金口座振替対象者一覧表によると、申立人は、平成元年9月から同年11月までの国民年金保険料を口座振替で納付(同年10月及び同年11月の保険料は2年1月に還付されている。)した後、5年8月から再び口座振替での保険料納付が開始されていることが確認できる。これらは、申立人が、厚生年金保険被保険者資格取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失した時期(元年10月)、国民年金被保険者資格の再取得に係る事務処理時点(5年8月)と符合し、申立期間①から③までの当時、国民年金に未加入であった申立人が、申立期間の保険料を口座振替で納付したとは考え難い。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの期間が A 社での被保険者期間ということになっているが、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「中学校を卒業してすぐに A 社に入社した。昭和 36 年 4 月から同社で仕事をしていたと思う。」と主張しているところ、昭和 22 年 4 月 1 日に施行された学校教育法（同年 3 月 31 日法律第 26 号）により 6・3 制の義務教育制度が発足し、同法第 16 条及び第 17 条並びに同法施行規則（同年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 79 条において、保護者は、児童が満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの 9 年間について普通教育を受けさせることが定められており、申立人は、上記学校教育法に基づき 37 年 3 月に義務教育を終了することから、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、中学校に在籍していたものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、A 社は、「当時の資料を保管していないので、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の控除については不明である。」と回答している上、当時の事業主も亡くなっていることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、申立期間において同社の被保険者であった者は、申立人を除いて 20 人であったことが確認できるところ、そのうち 17 人は死亡又は連絡先が不明で

あり、残りの3人のうち、回答が得られた2人は、申立人を覚えていない上、当時の厚生年金保険の取扱いについても分からないとしており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 1 日までのうちで、1 年 6 か月から 2 年の間、A 社において知人と一緒に勤務していた。記録が無いことに納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は現存しておらず、登記簿謄本において確認できる申立期間当時の事業主 4 人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、賃金台帳及び人事記録等の関連資料を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、前述の複数の同僚に A 社における勤務期間を聴取し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の被保険者期間を確認したところ、いずれの記録にも未加入期間が認められることから、同社においては、全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月頃 から 32 年 2 月頃 まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 31 年 1 月頃に採用され、その後 32 年 2 月頃に退職するまで確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時の同僚として名前を挙げた同僚 6 人のうち 4 人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できること、及び当該同僚 4 人のうち連絡が取れた 1 人は、「A社で申立人と一緒に勤務していた覚えがある。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が名前を挙げた前述の同僚 6 人のうち残りの 2 人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる上、前述の連絡が取れた同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

また、複数の同僚が名前を挙げているA社の当時の社会保険事務担当者は既に死亡している上、B社の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 13 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 6 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日
⑤ 平成 17 年 6 月 15 日

A社（現在は、B社）から給与及び賞与を支給され、同社で厚生年金保険の被保険者となっていたが、仕事はC社において勤務していた。

申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与の支給内容をリスト化した「賞与支給に係るメモ（エクセルファイル）」（以下「賞与支給ファイル」という。）、D健康保険組合から提出された賞与額明細表及び銀行から提出された預金取引明細表から判断して、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給されていなかったことが認められる。

また、前述の賞与支給ファイルには、「注：57才～60才迄は、賞与を支給せず。」と記載されているところ、申立人と同じくC社で勤務していた複数の同僚は、「会社の規定により、年齢のため賞与が支給されない時期があった。」と証言していることから、A社では、申立期間当時、C社で勤務する年齢57歳から60歳までの従業員には賞与を支給しない取扱いをしていたことが確認でき、申立期間において上記年齢に該当していた申立人に、賞与は支給されなかったものと判断できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年

金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 18 日まで
② 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 12 月 21 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。